

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	I 関連情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一（16の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表（24の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」という。） （別表第二における情報提供の根拠） : 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 （別表第二省令における情報提供の根拠） : 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 （別表第二における情報照会の根拠） : 27の項 （別表第二省令における情報照会の根拠） : 第20条	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供情報提供の根拠） : 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、129、132、137、138、140、141、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 （上記命令における情報照会の根拠） : 第2条の表48の項	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(1の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(2の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(3の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(3の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(4の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(5の項)	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めた用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(6の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(7の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりな従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(8の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(11の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6 ②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(9の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(13の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定められた用途	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(11の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(15の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8 ②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めた用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(16の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(20の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9 ②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(18の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(28の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10 ②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(23の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(39の項)	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11 ②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(26の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(42の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12 ②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(27の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(48の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(28の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(49の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定められた用途	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(31の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(53の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16 ②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めた用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第34項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(57の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(35の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(58の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(37の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(59の項)	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先19 ②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めた用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(38の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(63の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先20 ②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(8の項) ・別表省令第8条	・番号法第9条第1項及び別表(9の項) ・別表省令第8条	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6 ②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めた用途	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先16 ②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十読ん号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先17 ②移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先19 ②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先20 ②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	事後	

令和6年9月27日	Ⅲリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(39の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(65の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先21 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定められた用途	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(40の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(66の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(42の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(69の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先23 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(48の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(73の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先24 ②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定められた用途	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(54の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(76の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先25 ②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めた用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(57の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(81の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先26 ②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(58の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(83の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先27 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先28 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(59の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(84の項)	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先28 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第一百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先29 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(61の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(86の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先29 ②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めた用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百さん十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先30 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(62の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(87の項)	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先30 ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先31 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(63の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(88の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先31 ②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めた用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先32 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表(64の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(89の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先32 ②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めた用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先33 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(65の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(90の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先33 ②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定められた用途	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先34 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(66の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(91の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先34 ②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先35 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(67の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(92の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先35 ②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先36 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(70の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(96の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先36 ②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先37 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(71の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(98の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先37 ②提供先における用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定められた用途	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先38 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(74の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(106の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先38 ②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先39 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(80の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(115の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先39 ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先40 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(84の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(118の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先40 ②提供先における用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第百二十条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先41 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(85の2の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(124の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先41 ②提供先における用途	特定優良住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定める用途	特定優良住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先42 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(87の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(125の項)	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先42 ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先43 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(91の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(129の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先43 ②提供先における用途	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第三百十一条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先44 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(92の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(130の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先44 ②提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第三百三十二条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先45 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(94の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(132の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先45 ②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第三百三十四条で定められた用途	事後	